

令和6年第19回

美幌町農業委員会総会議事録

令和6年10月25日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和6年10月25日(金) 午後1時30分から午後1時47分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(19人)

農地部会長	1 番	中 川 誓 子 君	2 番	坂 本 和 裕 君
	3 番	梅 津 幸 一 君	4 番	佃 徹 君
	5 番	佐 藤 章 平 君	7 番	中 村 寿恵子 君
	8 番	鳥 井 隆 君	9 番	小 泉 豊 和 君
農地副部会長	10 番	武 田 透 君	11 番	田 村 秀 司 君
	12 番	川 原 英 和 君	13 番	安 藤 良 司 君
	14 番	鎌 仲 照 幸 君	15 番	高 崎 利 彦 君
振興副部会長	16 番	山 岸 洋 文 君	17 番	酒 井 祐 二 君
振興部会長	18 番	小 林 寿 美 君	職務代理者	19 番
会 長	20 番	千 葉 正 美 君		日 並 洋 君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(5人)

事務局長	以 頭 隆 志 君	主査	山 内 慶 治 君
主事	加 賀 屋 敦 君	主事補	石 澤 美 咲 君
臨時筆生	寺 田 裕 子 君		

議 事 日 程

令和6年第19回 美幌町農業委員会総会
令和6年10月25日 午後1時30分開会

日 程 第 1		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日 程 第 2		諸般の報告について
日 程 第 3		会期の決定について
日 程 第 4		会務報告について
日 程 第 5	報告第40号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
日 程 第 6	議案第69号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について
日 程 第 7	議案第70号	農地法第3条の規定による許可申請について
日 程 第 8	議案第71号	現況証明願について

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員は１９名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和６年第１９回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第１０条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長をお願いを致します。
議 長	これより議事に入ります。
議 長	日程第１、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第２１条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号２番 坂本委員、同じく議席番号３番 梅津委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の山内主査、加賀屋主事、石澤主事補を指名致します。
議 長	日程第２、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議しております案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告１件、議案３件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号６番 木村委員、本日、欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第３、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日１日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日１日間と決定を致します。
議 長	日程第４、会務報告については議案２ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。何かご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第５、報告第４０号「農地法第６条第１項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。
事 務 局	今月の農地法第６条第１項に基づく農地所有適格法人からの定期報告につきましては議案３ページの２法人でございます。
	内容番号６０号 美幌町字〇〇の〇〇 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇さん。内容番号６１号 美幌町字〇〇番地〇〇 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇さん。以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。よろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。

	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、報告第40号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第6、議案第69号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。 内容番号122号。
事 務 局	今月の案件は全5件で内容につきましては農業公社からの売渡が1件、農業公社からの一時貸付が4件となっております。 それでは内容番号122号についてご説明致します。参考資料は2ページをご覧ください。本件は農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和6年10月28日、代金の支払期限は令和7年2月28日、利用調整日は令和6年10月2日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。
4 番	内容番号122号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間借り受ける予定でしたが、今回、本人からの申し出により、期間満了前ですが、売渡を受けるものです。〇〇さんは家族5人で小麦、大豆、甜菜、カボチャ、キャベツを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号122号は適当と認めます。 内容番号123号。
事 務 局	内容番号123号についてご説明致します。参考資料は3ページをご覧ください。本件は農業公社からの一時貸付案件です。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇、利用権の設定を受ける者は〇〇の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇他計〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和6年10月28日から令和11年8月26日までの5年間、利用調整日は令和6年10月1日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。
4 番	内容番号123号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は8月の総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で5年間借り受けるものです。〇〇さんは法人化され、小麦、玉ねぎを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号123号は適当と認めます。 内容番号124号。

事 務 局	内容番号１２４号についてご説明致します。参考資料は４ページをご覧ください。本件も農業公社からの一時貸付案件です。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇他計〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和６年１０月２８日から令和１１年８月２６日までの５年間、利用調整日は令和６年１０月１日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。
３ 番	内容番号１２４号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は８月総会において、〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で５年間借りるものです。〇〇さんは家族４人で豆類、甜菜、カボチャ、ニンジン、キャベツを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号１２４号は適当と認めます。 内容番号１２５号。
事 務 局	内容番号１２５号についてご説明致します。参考資料は５ページをご覧ください。本件も農業公社からの一時貸付案件です。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇他計〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和６年１０月２８日から令和１１年８月２６日までの５年間、利用調整日は令和６年１０月１日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。
１１ 番	内容番号１２５号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は８月総会において、〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で５年間借りるものです。〇〇さんは家族４人で小麦、豆類、甜菜を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号１２５号は適当と認めます。 内容番号１２６号。
事 務 局	内容番号１２６号についてご説明致します。参考資料は６ページをご覧ください。本件も農業公社からの一時貸付案件です。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和６年１０月２８日から令和１１年８月２６日までの５年間、利用調整日は令和６年１０月１日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。
５ 番	内容番号１２６号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は８月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で５年間借りるも

	のです。〇〇さんは家族４人で小麦、豆類、甜菜、人参を作付けし、意欲的に営農しておりますのでよろしくお願いします。
議 長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号１２６号は適当と認めます。 議案第６９号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。
議 長	日程第７、議案第７０号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題と致します。 内容番号３７号から３９号は関連がございますので一括上程致します。
事 務 局	今月の案件は全３件で内容につきましては経営移譲に伴う使用貸借案件が３件となっております。それでは内容番号３７号から３９号について一括してご説明致します。参考資料は８ページから１４ページをご覧ください。本件は経営移譲に伴う使用貸借案件でございます。借受人は〇〇の〇〇さん、申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から１０年間、権利の種別は使用貸借権でございます。内容番号３７号についてご説明致します。貸付人は〇〇の〇〇さん。土地の所在地は〇〇番〇他計〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案９ページをご覧ください。内容番号３８号についてご説明致します。貸付人は〇〇の〇〇さん。土地の所在地は〇〇番他計〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。内容番号３９号についてご説明致します。貸付人は〇〇の〇〇さん。土地の所在地は〇〇番〇内他計〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。参考資料１０ページ、１２ページ、１４ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農地法第３条第２項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。
１３ 番	内容番号３７号から３９号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲するものです。阿部さんは家族３人で小麦、豆類、甜菜、玉ねぎを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第３条の許可要件であります、法第３条第２項各号要件に該当しないことを１０月１１日、酒井委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号３７号から３９号は適当と認めます。 議案第７０号「農地法第３条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。
議 長	日程第８、議案第７１号「現況証明願について」を議題と致します。 内容番号２０号。
事 務 局	内容番号２０号についてご説明致します。参考資料は１６ページをご覧ください。 所有者及び願出人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで、土地の利用状況につきましては確認

	委員さんよりお願い致します。
17 番	内容番号20号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この土地は〇〇南側の住宅街の中にあり、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを9月27日、安藤委員、中村委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。
議長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、内容番号20号は適当と認めます。 議案第71号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。
議長	以上で全議案の審議を終了致しました。 これをもちまして第19回美幌町農業委員会総会を閉会致します。
議長	ご苦勞様でした。
	閉会 午後1時47分

令和6年10月25日開催の第19回美幌町農業委員会総会議事録については、その事実と相違ないことを認め、美幌町農業委員会総会会議規則第22条第2項の規定により署名する。

議 長

署名委員

署名委員